

1 0 月 1 1 日 (第 1 号)

令和3年豊能町議会10月会議（第2回）会議録目次
令和3年10月11日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会議期間の決定について	3
常任委員会委員の選任	4
議会運営委員会委員の選任	4
豊能郡環境施設組合議会議員の選挙	4
猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会議員の選挙	5
（議案提案理由説明・質疑・討論・採決）	
第3号議会議案 特別委員会設置の件	5
第44号議案 工事請負契約の締結について	6
町長あいさつ	11
散会の宣告	12

令和3年豊能町議会10月会議(第2回)会議録(第1号)

年 月 日 令和3年10月11日(月)

場 所 豊能町役場議場

出席議員 11名

1番	池田 忠史	2番	才脇 明美
3番	吉田 正子	4番	中川 敦司
5番	寺脇 直子	6番	管野英美子
7番	永谷 幸弘	8番	永並 啓
9番	小寺 正人	10番	秋元美智子
11番	高尾 靖子		

欠席議員 1名 12番 川上 勲

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	仙波英太郎
まちづくり調整監	松本真由美	保健福祉部長	桑原 康男
住 民 部 長	大西 隆樹	都市建設部長	坂田 朗夫
こども未来部長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和3年10月11日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議期間の決定について
- 日程第 3 常任委員会委員の選任
- 日程第 4 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 5 豊能郡環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第 6 猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会議員の選挙
- 日程第 7 第3号議会議案 特別委員会設置の件
- 日程第 8 第44号議案 工事請負契約の締結について

開会 午前9時30分

○議長（管野英美子君）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年豊能町議会10月会議（第2回）を開会いたします。

皆様にはマスクの着用をさせていただいておりますが、発言の際にもマスクの着用のままをお願いいたします。また傍聴につきましても、スペースの関係上、傍聴者間の距離を取るために、本会議場の傍聴は5名となります。

10月会議（第2回）に当たりまして町長より挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆様、改めましておはようございます。

豊能町議会議員選挙後の初めての10月会議、第2回目の開会に当たりまして御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、去る9月26日執行の豊能町議会議員選挙において町民の皆様の期待を担われ、また、信託をお受けになり、めでたく当選されましたこと、心からお喜び申し上げます。おめでとうございます。

今回の選挙で再任された議員の皆様、そして新たに当選された議員の皆様、それぞれのお立場で思いを新たに、今会議に臨まれていると存じます。選挙期間中、それぞれに公約を掲げた今の町政課題、そして将来に向けた地域の活性化やまちづくりについて、皆様の公約実現のため、またこれからの議員活動全てが御支持を頂いた町民の方々との対話を通じて、そして町政に深く関わっていただけることを大いに期待して

いるところでございます。

今の豊能町を取り巻く環境は、人口減少、税収不足に代表されるほか、多くの社会課題を抱えております。さらに新型コロナウイルス感染症によって住民の皆様に行動制限という大変な御負担をおかけすることになり、経済活動、市民活動に大きな打撃を受けることになりました。特に住民の皆さんとの協働のまちづくりについても大きな影響を受ける結果となってしまいました。こうした困難な状況であればあるほど行政の真価が問われてまいります。明日の町政運営に向け、持続可能な財政構築の中で集中と選択によって成長戦略を実現していかなければなりません。

議員の皆様とは地方自治を担う両輪としてお互いに切磋琢磨し協力し合い、共に豊能町の明るい未来を築いてまいりたいと考えております。改めまして御理解と御協力を心からお願いするところでございます。

今日の10月会議におきましては、工事請負契約の締結の1件の議案提出を申し上げますので御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

10月会議（第2回）の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番・吉田正子議員及び4番・中川敦司議員を指名いたします。

日程第2「会議期間の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

10月会議（第2回）の会議期間は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。よって会議期間は本日1日と決定いたしました。

日程第3「常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りいたします。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、総務建設常任委員会委員には、

才脇明美議員

中川敦司議員

寺脇直子議員

管野英美子議員

秋元美智子議員

川上 勲議員

以上6名を指名いたしたいと思います。

なお、委員長には中川議員、副委員長には才脇議員をお願いしたいと思います。

次に、福祉教育常任委員会委員には、

池田忠史議員

吉田正子議員

永谷幸弘議員

永並 啓議員

小寺正人議員

高尾靖子議員

以上6名を指名いたしたいと思います。

なお、委員長には高尾議員、副委員長には池田議員をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名をされました方を選任することに決定いたしました。

日程第4「議会運営委員会委員の選任」

を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員の選任については委員会条例第7条第4項の規定により、

池田忠史議員

吉田正子議員

寺脇直子議員

永谷幸弘議員

秋元美智子議員

高尾靖子議員

以上6名を指名いたしたいと思います。

なお、委員長には永谷議員、副委員長には秋元議員をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名をされました方を選任することに決定いたしました。

日程第5「豊能郡環境施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

豊能郡環境施設組合議会議員に、

才脇明美議員

中川敦司議員

寺脇直子議員

高尾靖子議員

川上 勲議員

以上5名を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました、

才脇議員

中川議員

寺脇議員

高尾議員

川上議員

以上5名を当選人と定めることに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、

才脇議員

中川議員

寺脇議員

高尾議員

川上議員

以上5名が豊能郡環境施設組合議会議員
に当選されました。

日程第6「猪名川上流広域ごみ処理施設
組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第1
18条第2項の規定によって、指名推選に
したいと思います。これに御異議ございま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

異議なしと認めます。よって、選挙の方
法は指名推選で行うことに決定いたしまし
た。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名
することにしたいと思います。これに御異
議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

異議なしと認めます。したがって、議長
が指名することに決定いたしました。

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会
議員に、

永谷幸弘議員

小寺正人議員

秋元美智子議員

以上3名を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました、

永谷議員

小寺議員

秋元議員

以上3名を当選人と定めることに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

異議なしと認めます。よってただいま指
名しました、

永谷議員

小寺議員

秋元議員

以上3名が猪名川上流広域ごみ処理施設
組合議会議員に当選されました。

日程第7「第3号議会議案 特別委員会
設置の件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

永並啓議員。

○8番(永並 啓君)

おはようございます。8番・永並啓です。

では、第3号議会議案の提案理由の説明
をさせていただきたいと思います。

第3号議会議案、豊能町議会特別委員会

設置の件。

豊能町議会委員会条例第5条の規定に基づき、本町議会に広報特別委員会を設置することにつき、議会の議決を求める。

令和3年10月11日提出。

提出者、豊能町議会議員永並啓。賛成者、同、中川敦司。

記。

1. 名称、豊能町議会広報特別委員会
 2. 付託事件、議会広報紙の発行について
 3. 構成人員、6名
となっております。
- 以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います、
（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。
これより採決を行います。
本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。
（起立全員）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。
よって、第3号議会議案は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
ただいま設置されました広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、広報特別委員会委員に、

才脇明美議員
吉田正子議員
中川敦司議員

永並 啓議員

秋元美智子議員

高尾靖子議員

以上6名を指名いたしたいと思ひます。

なお、委員長には中川議員、副委員長には吉田議員をお願いしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。したがって、広報特別委員会委員は、ただいま指名をしました方を選任することに決定いたしました。

日程第8「第44号議案 工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

それでは、第44号議案、工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、豊能町立スポーツセンターシートス屋上防水改修工事請負契約の締結について、当該契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2ページを御覧ください。

1. 契約の目的、豊能町立スポーツセンターシートス屋上防水改修工事。2. 契約金額、6,732万円。3. 契約の相手方、豊能郡豊能町余野426番地の4、株式会社上田組代表取締役山野幸美。4. 契約の方法、随意契約でございます。

豊能町立スポーツセンターシートス屋上防水改修工事につきましては、令和3年9月3日に一般競争入札を行いました。落札者がなかったため、地方自治法施行令第1

67条の2第1項第8号により、最低入札業者から見積もり徴収を行い、予定価格の範囲内であったため随意契約を締結するものでございます。

予定価格は、消費税込みで6,751万9,100円。落札率は99.7%でございます。工期は、議会の議決日の翌日から令和4年2月18日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜り御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

中川でございます。

ただいま、トータル金額が予定額におさまっておりますというような説明がございましたけども、そもそもこの今回のシートスのこの工事ですね。改修工事につきましては幾つかの工事に分かれているかと思っておりますので、それぞれの工事ですね。金額的な内訳が分かりましたら御説明をお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

おはようございます。

今回の工事ですけども、大きく分けまして3か所ありまして、それぞれ工法が異なります。一つがアリーナの大屋根のトップライト部分の改修でございます。ガルバリウム鋼板に取り替えます。その金額が約3,100万円。二つ目が柔道場等の屋根、陸屋根の屋上防水工事でございます。それにつきましては約3,160万円。三つ目がプールカーテンウォール面のシーリング防水工事ですが、これにつきましては約460

万円程度を予定しております。

○議長（管野英美子君）

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

トータル金額的にはその予定額の中におさまっているというふうなことでございましたが、今、3点の工事、それぞれの工事の金額が示されましたけども、きちっとそれぞれの工事につきましてきちっと積算といたしますか、ちゃんと技術者の方に積算をしていただいて、ちゃんと金額がそれにふさわしいかどうか、おさまってるのかどうか、その辺りをきちっとチェックはされてるのでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

設計の金額ですけども、今回の工事につきましては令和2年度に設計業者に委託しております。そしてそれを町職員、技師も含めるんですが、確認しております。また、この工事につきましては大阪府の建築担当部局へ出向き、建築法上は問題ないということも確かめておまして、金額についても問題ないというふうに考えております。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

秋元です。お尋ねします。

今回3か所、大きく3か所の防水工事なんですけども、プールのシーリングというのは、私はすき間のように思って、上の屋上の防水っていうイメージをちょっと持たなかったんですけども、まずこれが私の勘違いかどうかというのをお尋ねしたい。

それと、建物全体を見た場合に、今度アリーナの屋根全体の問題、それから入口で

すとか、あそこは会議室ありますね。プールの会議室の上、それとプールの屋根の雨漏りの問題などを含めまして、今回この3か所というのは、いろいろ調べた結果、この3か所だったという認識でよろしいでしょうか。

それから最後にもう1点ございます。もう1点、工事することによってプールが使えなくなったりアリーナが使えなくなったりすると思います。それぞれ指定管理者に利用料の補填をしなくちゃいけないと思いますので、もしその計算、試算ができていたようでしたら、それぞれ、プールでどのぐらい、アリーナでどのぐらい、柔道場でどのぐらいというふうな試算があったら教えていただきたい。

それから4点目なんですけど、この3か所というのは1か所ずつ入札するという方法は無理なんでしょうか。

以上、4点お尋ねします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

4点、御質問ございました。

それにつきまして、まずプールの部分なんですけども、プールの部分についてはカーテンウォール面のシーリングの防水工事、ガラスが側面にありますので、その部分の目地といいますか、その部分の目地部分を修繕していくということでございます。アリーナの屋根と3か所の防水工事なんですけども、雨漏りしますけども、この3か所の工事により雨漏りはおさまるといふふうに考えております。

また、指定管理者への補填なんですけども、現在、各使うところ、プールとか柔道場というところでまだ試算はしておりませんが、コロナ禍で閉鎖になりましたときに、

過去の二、三年の通常の利用料収入に基づいて補填しておりますので、その辺の算出根拠で算出していきたいというふうに考えております。

また、1か所ずつ入札ができないかということなんですけども、これにつきましては足場等ありますので、3か所一斉に工事したほうが安く上がるというふうに考えており、このような工事契約を上程しております。

以上です。

○議長（管野英美子君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

じゃあまず1点、プールは想像したとおりのすき間、縦のすき間、横のすき間。こういった場合はそれも屋上防水、屋根の工事というふうな部分、分野に入るっていう認識をさせていただきますが、まずそれでよろしいかどうかということと、この場合ね。

それから、工事なんですけども、足場を組むから一遍に3か所、これはよく理解できます。その上なんですけども、試算との関係なんですけども、試算というのは補填の関係なんですけども、工事の中でこれを補填しないで済む方法というのを、例えば夜にすとか、利用者のいない時間、そういった方法は検討されたんでしょうか、が2点目です。

3点目になりますが、私あの建物、非常に屋根広いですので、これも確認なんですけど、アリーナの上というのはトップライトをふせるだけじゃなくて、そのほかの屋根のところも防水するという予算も入って、100万円という理解でよろしいでしょうか。お尋ねします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

まず、プール部分なんですけども、これの屋根の防水に入らないかということなんですけども、アリーナがありまして、横に柔道場とスタジオがあります。その部分の、スタジオと柔道場の上を防水工事しますので、アリーナには直接関係ないといえますか、この屋上の防水には含まれてないということで、アリーナにつきましてはトップライト部分のガルバリウム鋼板に取り替えますので、そこでアリーナの部分については雨漏りはなくなるということでございます。

また、利用者のいない時間帯、夜とかですけども、休みの期間があると思うんですけども、そこについての検討ですが、工事も大規模にわたりまして、アリーナ部分だけで50日間ほど普通でもかかるということで、なかなか休まないで夜とか休みのとき、また夜にやりますと近所の光とか音の面で苦情があるとも考えておりますので、休館して工事をやるということを考えております。

以上です。

○議長（管野英美子君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

ちょっと私の認識が違ってるのかもしれませんが、アリーナにしても、アリーナの屋根の上にしても、柔道場の工事の部分にしても、プールはちょっと違うでしょうけども、屋根の上の問題だと思ってたんです。ですから、アリーナを使う人、柔道場を使ってる人には、私はそれほど、休んでまでという認識を持てなかったものですから、その意味でお尋ねしているのが1点です。そうじゃなくて、トップライトを替えるときにこういう危険性がありますとか、柔道場の屋根をいじるときにはこういう危険性がありますといったら、ちょっとその部分を教えていただきたい。

それと、もう1点なんですけども、屋上の屋根と一口に捉えた場合、今回その柔道場の上、アリーナの上の屋根はいじらないで、トップライトだけのように聞こえました。その認識でいいのかどうかと、併せまして、この建物そのものがもう二十何年かな、25年近くなっていますので、今回きちっと検査した上でこの3か所で、最低、維持費なんかを含めて10年ぐらいは大丈夫というふうな受け取り方をしてよろしいでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

まず、中を使えないのかという問題なんですけども、工事におきまして足場等を設置します。だから中は、下から足場を組むような工事、ちょっと私、内容までは分かってないんですけども、足場等ありますので、例えばジムだけでも使えないかなというふうな議論をしております。ただ、今のところ中の使用者の安全面を考えると休館するのが妥当ではないかと。工事箇所以外のジムなんかは使えることも考えておるんですけども、今のところ安全性を考えると休館するのが妥当ではないかというふうに考えております。

また、アリーナのトップライトの部分だけかという御質問ですけども、トップライトの部分から雨漏りがしておりますので、その部分をガルバリウム鋼板に張り替えるということでございます。ただ、これが保証といえますか、保証期間、全面を張るわけではないので保証期間というのはないんですが、耐用年数は20年あるということでございます。また、柔道場等の陸屋根の防水工事についてはシート防水を張り替えますので、保証期間は10年のございまし

て、実際の耐用年数はそれ以上あるというふうを考えております。

三つ目の、カーテンウォール面のシーリング防水工事ですが、これにつきましては保証期間は5年なんですけれども、実際はもっともつというふうを考えておるところでございます。また、シーツスの全ての改修については平成元年度に個別施設計画を立てております。これにつきましては公共施設再編検討委員会を今、町のほうで行っておりますので、その絡みもありまして工事については少しそれに歩調を合わせていかないといけないなというふうを考えておるところでございます。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

この契約後、直ちに工期を発表されると思うんですけども、利用者への周知方法についてお伺いすると、それから利用契約、定期的な契約をされている方の返金はどうにされるのかということと、今、保証期間はおっしゃいましたけれども、定期点検というのは従来、何年に1回とかそういうようなことでやってこられたのか、その点、お伺いいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

すみません。先ほどの秋元議員の御質問で、個別施設計画を策定しましたのが平成元年と言ったみたいでして、令和元年の誤りでございます。

利用者への、高尾議員の御質問ですけども、利用者への周知につきましては、改修工事の工期が確定すれば、利用者へは館内掲示板やホームページで周知していきたい

というふうに考えております。

また、利用者への返金等ですけども、補填ですか。利用者へに不利にならないように、その辺は返金等やっていきたいというふう考えておるところでございます。

また、定期点検なんですけども、ライトとかエレベーターとかございますけども、それについては法定で定まっておる期間、消防なんかもですけども、それについては遵守してやっておるところでございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

トップライトの部分で雨漏りがあったということで、この工事が契約されたということなのか、点検で分かったということなのかですね。雨漏りがあったからこういうふうに工事が決まったのか、その点ちょっと確認したいと思います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

点検につきましては、法に基づきやっておるんですけども、今回の場合、使用をしておりますして雨漏りが起こっておるということで、また、陸屋根のほうには上りまして、シートが痛んでおるということも目視で確認しまして、それで工事のほうを行うということになっております。

以上です。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

事前チェックというのは大事なことだと思うんですけども、こういう大きな屋根です。雨漏りがあったからでないとなかなか分からないという部分はあると思います

けれども、しかし施設がだんだんと、豊能町における施設ですね、老朽化してるいうところで、シートスも25年の経過ということですので、事前のチェックというのは大事だと思います。このプールの面でも、今、シーリングというふうにおっしゃいましたけど、やはり湿気の多い部分については痛みが早い。家庭内で言えば台所の水回りとかお風呂とか、そういうところでの、やはり痛みが早いので、その点はしっかりとチェック体制は整備していかなければならないと思うんですけれども、チェックは業者がされてきたのか、町がチェックを一緒にしてきたのか、その点ちょっとお伺いして、お願いします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

八木こども未来部長。

○こども未来部長（八木一史君）

町内の点検ですけれども、当然業者に委託してやっておる部分もたくさんございます。ただ、その際に職員と一緒に回りまして職員のほうも確認しておると。また、報告書で指摘が当然上がってきますので、その辺についてはやらなければいけないんですけれども、なかなか今までもシーリング部分とかなかなかできてないのが実情でございまして、利用者の方に御迷惑にならないよう、今後、工事のほう進めていきたいというふうに考えております。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第44号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、10月会議（第2回）に付された事件は全て終了しました。

お諮りいたします。

10月会議（第2回）は本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。よって、10月会議（第2回）は本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

会議の閉会に当たり、町長から挨拶がござります。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

令和3年10月会議の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

昨日は立候補制による選挙が行われ、新議長に管野英美子様、そして副議長に永並啓様を選出されました。そして構成が見直された各常任委員会委員の選出など、重要な案件が滞りなく決定され、新たな議会体制が発足をされました。改めてこれからの議会活動をよろしくようお願い申し上げます。改めまして、管野議長そして永並副議長に、これからこの議会運営を両輪としてしっかりと丁寧に議論をさせていただきたいというように存じますので、よろしくようお願い申し上げます。

本会議に提出をさせていただいております。

した案件に対して慎重なる御審議を賜り決定をいただきました。厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおりだと思いますけれども、先般、大手の不動産会社が町の住み心地ランキングの特別集計という形で、過去最大級の居住満足度調査が行われました。9月の22日に関西版と大阪版という形で発表されました。その中で、まちの幸福度ランキング2021におきまして、我が豊能町が大阪版のまち幸福度のナンバー1、これに選ばれました。関西版でも第2位ということになっております。また、それぞれの大規模な特別集計の中の因子がございまして、その因子のところの静けさそして治安、この第1位は3年連続で豊能町でございました。そして、反面選ばれるということは選ばれなかった項目がやはり我々の課題になってきます。課題も明確になってきましたので、その部分も含めて対応していきたいと存じます。今後、目指すは住み続けたいまち第1位の獲得でございます。そのためには議員各位の御協力のもと、産官学の連携を加速をしましてまいりまして、住む人、来る人のスマートシティを推し進めてまいりますので、どうぞ御支援をお願いするとともに、町政に対する先進的な意見、御協力をお願い申し上げます。

今後の議員の皆様の御健勝を心から祈念申し上げます、閉会に当たりまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（管野英美子君）

これをもって令和3年豊能町議会10月会議（第2回）を閉じ、散会といたします。どうもお疲れさまでした。

散会 午前10時07分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会議期間の決定について

常任委員会委員の選任

議会運営委員会委員の選任

豊能郡環境施設組合議会議員の選挙

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会議員の選挙

第3号議会議案 特別委員会設置の件

第44号議案 工事請負契約の締結について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 3番

同 4番